

新婚生活、始めませんか！



新婚ハッピー 住まいる補助金

糸魚川市では、
結婚を機に新生活を始める
世帯に対して、
年齢や所得に関わりなく、
住宅費用や引越費用を支援
します！

補助上限額

50万円

(年齢要件なし・
所得要件なし)



対象となる経費 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用

新居の住宅費用

- ①新居の購入費（新築・中古どちらでも）
- ②新居のリフォーム費用（住宅部分の修繕、増改築など）
- ③新居の家賃、共益費（家賃と共益費は5か月分が対象）

新居への引越費用

- ①引越業者や運送業者に支払った引越費用



※裏面もご覧ください

【担当】

糸魚川市 企画定住課 企画政策係

(電話) 025-552-1511(代) (Mail) kikaku@city.itoigawa.lg.jp



市ホームページ

対象となる世帯

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻し、
次のすべてに該当する世帯

- ① 夫婦ともに糸魚川市に住民登録があり、かつ補助対象となる住宅に住所がある
- ② 夫婦ともに補助金の交付日から2年以上継続して糸魚川市に居住する意思がある
- ③ 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
- ④ 夫婦ともに市税を滞納していない
- ⑤ 暴力団排除条例に該当していない



不明な点があれば
お気軽にご相談ください

申請の流れ

【スタート】



①事前相談チェックシートの提出

市役所企画定住課にチェックシートを提出します

※チェックシート配布場所：市役所企画定住課(4階)、市民課(1階)、市ホームページ
青海事務所住民係、能生事務所住民係

↓ 市担当が内容を確認し、対象者に添付書類等詳しくご案内します

②交付申請書の提出

市企画定住課に交付申請書を提出します

※必要な書類を添付して提出します

↓ 市担当が内容を確認し、交付の決定(不決定)を通知します

③実績報告書の提出

支払いが全て終わったら、市企画定住課に実績報告書を提出します

※領収書等、必要な書類を添付して提出します

↓ 市担当が内容を確認します

④補助金の振込み

確認が終わりましたら、ご指定の口座に補助金を振込みます

【申請受付】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(事前相談チェックシートの提出は、令和7年2月28日までにお願いします)

